

第5章 建築基準法による勧告又は命令等について所管行政庁との連携に関する事項

第1節 法に基づく特定既存耐震不適格建築物の指導等

特定既存耐震不適格建築物の所有者等は、耐震改修促進法で耐震診断・耐震改修の努力義務が定められています。

所管行政庁及び特定行政庁（県、鳥取市、米子市等）は、特定既存耐震不適格建築物の所有者等に対して、耐震改修促進法に基づく指導・指示及び建築基準法に基づく勧告、命令を実施します。

第2節 建築基準法による勧告及び命令等の実施

1 勧告又は命令を行う建築物

建築基準法に基づき、次のとおり保安上危険な建築物に対して必要な措置を勧告・命令します。

法 第10条	用途	規模	状況	勧告	命令
第1項 及び 第2項	劇場、観覧場、映画館、演芸場、 集会場、公会堂その他これらに 類するもの	100㎡を超える	構造耐力上主要な部分の 地震に対する安全性につ いて、そのまま放置すれ ば著しく保安上危険とな るおそれがあると認めら れること。	○	○
	病院、診療所、ホテル、旅館、 下宿、共同住宅、寄宿舎その他 これらに類するもの	100㎡を超える			
	学校、体育館その他これらに 類するもの	100㎡を超える			
	百貨店、マーケット、展示場、 キャバレー、カフェー、ナイト クラブ、バー、ダンスホール、 遊技場その他これらに類する もの	100㎡を超える			
	倉庫その他これらに類するもの	100㎡を超える			
	自動車車庫、自動車修理工場 その他これらに類するもの	100㎡を超える			
	事務所その他これらに類する もの	階数5以上かつ 1,000㎡を超える			
第3項	全ての用途	全ての規模	構造耐力上主要な部分の 地震に対する安全性につ いて、著しく保安上危険 であると認められること。	○	○

※面積は延べ面積

2 勧告及び命令の方法等

保安上危険となるおそれがあると認められる建築物は、平成18年国土交通省告示第184号別添により算定された、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が「地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」と評価されるものとしします。

建築基準法に基づく勧告・命令は、必要があれば耐震改修促進法に基づく指導・指示等が実施されていない特定既存耐震不適格建築物についても必要に応じて行います。

第3節 耐震改修促進法及び建築基準法の指導等一覧

順番	項目	内容	根拠法令
1	指導・助言	○ 耐震診断、耐震改修の必要性を説明し、相談に応じるなどの方法で実施します。	耐震改修促進法
2	指示	○ 指導後も、耐震診断、耐震改修を実施しない場合は、書面の交付による指示を実施します。	
3	公表	○ 正当な理由もなく指示に従わない場合は、建物利用者及び近隣の住民への周知のため、所有者氏名、建物名称等を公表します。	
4	勧告	○ 公表後も耐震診断、耐震改修が実施されず、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがある場合は、勧告を行います。	建築基準法
5	命令	○ 正当な理由もなく勧告に従わない場合は、耐震診断、耐震改修を行うよう命令します。 ○ 著しく保安上危険と認められる場合は、指導から勧告までの措置がとられていなくても命令を行います。	